

要求書受領に係る対応概要

課所等名	日 時	場 所	出席者		発言要旨
			当局側	職員団体側	
総務課	平成23年7月28日（木） 12:40～12:45（5分）	釧路地方合同庁舎 7階会議室	釧路開発建設部 部長 本田 幸一 次長（総務担当） 相馬 弘明 総務課長 浅野 浩行	全開発婦人部釧路支部 婦人部長 伊藤 恵美子 副婦人部長 角谷 敦子 書記長 安藤 公乃	○職員団体側から 各要求は、いずれも組合員の切実な願いによるものである。 ○当局側から 要求については、予備交渉で交渉議題を整理していく。

全開発婦人部 2011年春闘統一要求書

釧路開発建設部長 本田 幸一 殿

2011年7月28日

全北海道開発局労働組合婦人部釧路支部
婦人部長 伊藤 恵美 子



一、行政改革は行わないこと。

- 1 これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。

二、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当に替わる措置を、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実(国の基準を上げる)をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。

①介護保険法

②医療保険制度

③公的年金制度

三、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保すること。
- 2 産休代替を確保すること。
- 3 職務職階給の賃金体系を改め、通し号俸とすること。当面、準職員の三級昇格年齢引き下げを早期に実現すること。
- 4 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 5 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 6 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改悪させないこと。
- 8 希望者を全員宿舍・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

四、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
- 2 生理休暇を特別休暇とすること。
- 3 休暇を新設し、制度を改善すること。

新設

①遠隔地通院休暇

②妊娠障害休暇

③更年期障害休暇

改善

- ① 配偶者の産後休暇を二週間
 - ② 産前休暇を八週間
 - ③ 多胎出産の産後休暇を一〇週間
 - ④ 結婚休暇
 - ⑤ 忌引休暇
 - ⑥ 追悼のための休暇
 - ⑦ 子どもの健診・予防接種時の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかること。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
- 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

五、職場要求は職意をもって解決すること。

全開発婦人部二〇一一年春闘独自要求書

- 一 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があった場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導すること。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。産休と育休代替を同一の者とすること。
- 二 健康安全管理計画で、健診実施時期を早期に示すこととし、希望者については全員受診させること。
- 三 義務教育にかかる父母負担をなくすることとし、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 四 児童手当に代わる措置を確実に実行すること。
- 五 出産にかかる費用の一切を国費負担すること。当面、出産費を増額し、育児手当を支給すること。
- 六 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実(国の基準を上げる)をはかること。
- 七 看護休暇制度の充実を図ること。対象を小学生まで拡大すること。
- 八 庁舎新築及び増改築の際には、休憩室・休養室を設置すること。
- 九 心身リフレッシュのための福利厚生を充実させること。
- 一〇 庁舎内に保育所を設置すること。

二〇一一年 七月二八日

釧路開発建設部長 本田 幸一 殿

全北海道開発局婦人部釧路支部婦人部長 伊藤 恵美子

